

豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に係る  
安全性と環境保全の確保に関する協定書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の収集運搬を安全性と環境保全を確保しつつ確実に実施するため、豊田市（以下「甲」という。）と収集運搬事業者（以下「乙」という。）は、環境保全のため相互に協力して最善の措置を講ずるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が豊田市内で行うPCB廃棄物の収集運搬事業において、安全かつ適正な収集運搬を促進することにより、環境への汚染を未然に防止し、良好な生活環境を確保し、もって市民の健康の保護及び地球環境の保全に資することを目的とする。

（乙の責務等）

第2条 乙は、関係法令を遵守するとともに、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（環境省）」及び「豊田市PCB適正処理ガイドライン（豊田市）」に基づいて、自らの責任において安全かつ適正に収集運搬を実施する責務を有する。

2 乙は、甲が行うポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の処理に関する施策に対し積極的に協力するものとする。

（処理施設の受入条件等の遵守）

第3条 乙は、PCB廃棄物の収集運搬の実施にあたっては、処理施設の設置者が定める受入の条件を遵守するものとする。

2 乙は、豊田PCB処理事業所に搬入する場合は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が定める「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門を許可する収集運搬事業者に係る認定要綱」の認定要件を満たすとともに、「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」を遵守するものとする。

（積替え保管の禁止）

第4条 乙は、豊田市内においてPCB廃棄物の積替え保管を行わないものとする。

（液抜き禁止）

第5条 乙は、豊田市内においてPCB廃棄物からPCBによる汚染油を抜き取り収集運搬を行わないものとする。ただし、そのまま運搬することにより容器の破損のおそれがある場合、又は大型機器であり保管場所からの搬出、

運搬が困難である場合はこの限りではない。

(安全管理体制)

第6条 乙は、PCB廃棄物の安全かつ適正な収集運搬を行うため、その実施にあたっては、収集運搬作業手順書、運搬容器等の維持管理手順書及び万一の場合を想定した緊急時対応マニュアル（以下「手順書等」という。）を整備し、これらの手順書等に基づいて適切な収集運搬を行うものとする。

2 乙は、前項に定める手順書等を策定したときは、甲に報告するものとする。

3 乙は、収集運搬に係る作業従事者の健康管理について、必要な措置を講じることとする。

(運搬経路)

第7条 乙は、PCB廃棄物の収集運搬の実施にあたっては、原則国道を利用するものとする。また、国道までは都市計画道路等の幅員の広い道路を優先して利用するものとする。

2 乙は、豊田PCB処理事業所に搬入する場合は、別表に定める施設搬入ルート及び市内運行ルートを利用するものとする。

(公害防止対策等)

第8条 乙は、大気汚染の防止のため、収集運搬車両のアイドリングストップに努めるものとする。

2 乙は、騒音、振動の発生を抑制するため、収集運搬車両の運行にあたっては急発進や空ぶかしを行ってはならない。

3 乙は、処理施設周辺の路上で搬入時間までの待機行為を行ってはならない。

(緊急時の措置)

第9条 乙は、収集運搬においてPCBの漏洩又は不慮の事故が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに従って直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故等の状況及び講じた措置の概要について甲に報告するものとする。

2 乙は、万一、事故等が発生したことにより、周辺への環境汚染のおそれがある場合は、速やかに必要な環境測定を実施するものとする。

3 乙は、事故等により他人に損害を与えた場合は、自らの責任においてその賠償を行うものとし、そのための必要な措置をあらかじめ講ずるものとする。

(作業従事者等の教育)

第10条 乙は、PCBの漏洩又は不慮の事故に係る緊急時対応マニュアルを事業所及び収集運搬車両に備えるとともに、事業所職員及び作業従事者に対して定期的に教育訓練を実施するものとする。

(市民への対応)

第11条 乙は、収集運搬の実施に伴い、環境の保全に関して市民から苦情があった場合には、当該苦情が乙の責めによるものであるときは、自らの責任において適切に対処するものとする。

(報告及び立入検査)

第12条 甲は、環境の保全上必要があると認めるときは、収集運搬の実施状況について報告を求め、収集運搬の状況等を検査するため、甲の職員が乙の事業所への立入り及び収集運搬作業への立会いができるものとし、乙はこれに積極的に協力するものとする。

(監視委員会)

第13条 乙は、豊田市PCB処理安全監視委員会から、当該委員会の監視事項に関する報告の求め、乙の事業所への立入り又は収集運搬作業への立会いの要請があった場合、これに積極的に協力するものとする。

2 乙は、甲から監視委員会の意見書が送付された場合、当該意見書に示された事項について適切に対応し、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第14条 この協定書に定めのない事項等について疑義が生じた時は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。



別表（第7条第2項関係）

1 施設搬入ルート（処理施設へ搬入するためのルート）

（1）国道153号からの搬入ルート

交差点「広久手町6丁目」から市道広久手下細谷線に入り、処理施設へ

（2）国道419号からの搬入ルート

交差点「鴻ノ巣橋北」から市道広久手下細谷線に入り、処理施設へ

（3）東名高速道路からの搬入ルート

豊田インターチェンジから県道豊田安城線「土橋町1丁目」から市道都計花丘一本木線に入り交差点「鴻ノ巣橋北」から市道広久手下細谷線に入り、処理施設へ

2 市内運行ルート（施設搬入ルートに入るまでのルート）

（1）豊田市内からのルート

ア 原則、国道を利用する。

イ 国道までは都市計画道路などの幅員の広い道路を優先して利用する。

（2）愛知県内からのルート

ア 原則、高速道路・国道を利用する（高速道路の利用を優先とする。）。

イ 隣接市町村の市境付近にあっては、国道までは都市計画道路などの幅員の広い道路を優先して利用する。

（3）愛知県外からのルート

東名高速道路豊田インターチェンジから施設搬入ルート（3）へ